

山陽小野田市創業支援事業計画に基づく支援について

市では、小野田商工会議所、山陽商工会議所、市内の各金融機関と連携し、創業に必要な知識を身につけるための相談会やセミナーを実施しています。

これらの相談会・セミナー等により、創業に関して必要な「経営、財務、人材育成、販路開拓」に係る内容を全て満たす支援を4回以上かつ1ヶ月以上の期間継続して受講すると、「特定創業支援修了者」に認定され、様々な優遇措置があります。

その中の1つとして、市の融資制度である起業家支援資金の利率優遇や、応援金の交付があります。

山陽小野田市創業支援事業計画に基づく支援は、創業される前に受けていただく必要がありますので、創業をお考えの方は、是非、ご相談ください。

様々な支援メニュー

創業前

創業後



<全体像> ※下線は特定創業支援事業

